

風しんの追加的対策に係る Q&A（第9回）

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】請求総括書や市区町村別請求書の各項目の請求金額（税抜）は、件数が2件以上の場合も、1件あたりの単価を記載するのでしょうか。

【回答】1件あたりの単価ではなく、請求金額を記載してください。

例：税抜単価 10,000 円で、件数が5件の場合
⇒『50,000 円』と記載

事例 2

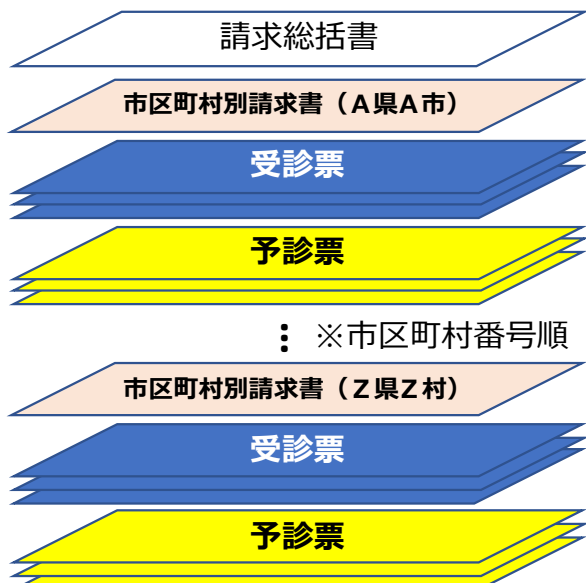
【質問】抗体検査を行った結果が「陰性」で本来であれば予防接種対象の方が、疾病のため、医師の判断により予防接種不可とされました。受診票の判定結果はどのように記載すればよいのでしょうか。

【回答】判定結果は、『非対象』としてください。

医療機関等の皆様へ【再掲載】

国保連に提出される書類（請求総括書・市区町村別請求書・受診票・予診票）の編綴の順番が誤っている事例が多数見受けられます。ご提出いただく前にご確認をお願いします。

《編綴イメージ》



＜参考＞

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の37ページに記載。

手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp